

事務連絡

平成25年9月4日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿

法務省民事局民事第二課

民法第900条第4号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分に関する部分に係る最高裁判所の決定がされたことに伴う不動産登記等の事務処理に関する当面の取扱いについて

本日、最高裁判所大法廷において、別添のとおり、民法（明治29年法律第89号）第900条第4号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分（以下「本件規定」という。）が日本国憲法第14条第1項に違反するという決定（以下「最高裁決定」という。）がされました（最高裁決定の理由の骨子は、下記1のとおりです。）。

ついては、今後は、この最高裁決定に従って不動産登記等の事務処理を行うこととなりますが、下記2の不動産登記等の申請若しくは嘱託又は当該申請若しくは嘱託に係る相談があった場合には、その取扱いにつき、当職宛てに照会するよう、貴管下担当職員に周知方お取り計らい願います。

記

1 最高裁決定の理由の骨子

(1) 本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法第14条第1項に違反していた。

(2) 本決定（最高裁決定）の違憲判断は、平成13年7月から本決定（最高裁決定）までの間に開始された相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない。

2 照会の対象となる不動産登記等の申請若しくは嘱託又は当該申請若しくは

嘱託に係る相談の類型

本日以降にされる以下の類型の登記の申請若しくは嘱託又は本日現在において登記若しくは却下が未了の当該登記の申請若しくは嘱託（いずれも、申請については、代位によるものを含む。）であって、相続が開始した時点が平成13年7月1日以降であり、かつ、法定相続人のうちに嫡出でない子が含まれるもの

- (1) 法定相続（遺産分割や遺言等によることなく、被相続人の法定相続人となったこと自体に基づき、民法の規定に従って法定相続分を相続したことをいう。以下同じ。）に基づいて持分を取得した者を表題部所有者とする表題登記及び当該者を登記名義人とする所有権の保存の登記
- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第74条第1項第1号に基づき、表題部所有者の法定相続人が法定相続に基づいて申請する所有権の保存の登記
- (3) 法定相続に基づく権利の移転の登記
- (4) (1)から(3)までの登記に係る更正の登記
- (5) (1)から(4)までに類似する登記その他最高裁決定に従って事務処理を行うに当たり疑義が生じたもの